

日本へ入国できない留学生への対応（Q&A）

※日本国内にいる留学生は「面接（対面）授業の受講に対して基礎疾患等を有する学生の対応（Q&A）」を確認してください。

【授業配慮申請について】

Q. ビザ手続きの関係で4月までに入国できません。授業配慮を申請できますか。

A. 留学生授業配慮申請書内「日本政府の方針により入国のための査証を取得することができないため」にチェックの上申請してください。フライトの空席がなく予約できない場合にも「日本への航空券を購入できないため」にチェックの上詳細な理由を記載し、申請してください。

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響で日本へのフライトが高額になっており、払えないため入国できません。

A. 「日本への航空券を購入できないため」にチェックの上詳細な理由を記載し、申請してください。

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、経済的な理由で今すぐ日本へ行くことができません。

A. 「経済的な問題のため」にチェックの上詳細な理由を記載し、申請してください。

Q. 有効期限内のビザはありますが、日本への移動に不安があり、入国できません。

A. 「日本国内の新型コロナウイルス感染状況に不安があるため」にチェックの上、申請してください。

Q. ビザとフライトが取れ次第、日本に行きたいですが、途中から面接授業を受講できますか。

A. 受講できます。面接授業に出席できるようになったら、その旨を担当教員へ連絡してください。

Q. 授業配慮申請書の保証人氏名欄には、誰が署名すればよいですか。

A. 日本にいない留学生の場合は、保護者が署名をしてください。（この場合、捺印は不要です。）日本にいる留学生の場合、保証人が署名してください。日本にいる留学生で、保証人の免除を申請している学生については、保証人氏名欄の署名は不要ですので、保証人免除を申請していることを署名欄に記載してください。

【査証（ビザ）について】

Q. 入国をするかはまだ決めていないのですが、留学ビザは申請しておいた方がよいですか。

A. ビザ申請の手続きをすすめてください。ただし、授業配慮の対象となる理由により入国を控える場合には、授業配慮申請書を提出してください。

Q. 大学から在留資格認定証明書（COE）を受け取りましたが、日本に入国しない場合はどう

すればよいですか。

A. 在留資格認定証明書 (COE) の発行日から 3 カ月以内に入国をしない場合には、国際センターのメールアドレスまで連絡をしてください。

Q. 日本に入国したら、大学に報告をする必要がありますか。その他大学に対してすることはありますか。

A. 日本に入国したら、国際センターのメールアドレスまで連絡をしてください。その際に、在留カードの表と裏の写真もしくは PDF を併せて提出してください。写真または PDF にはパスワードをかけてください。